



全米におけるFLATBEDに関する最新のデータ 8月

情熱羅針盤  
ジャパントラストかわら版



現在北米で発生しているトラック不足に関して、flatbedの需要に関する指標を入手しました。  
**資料C**の週別比較費用では6月より全体的な問い合わせ件数は少し落ち着いておりますが、過去データが載っている**資料B**を見ていただきますと現状が異常値であることが確認出来ます。  
**資料A**では西岸の数字が29→48と指標は上昇しており、東岸・GULFまではいかなくとも地域別で見るとあがっていることがデータとして出てきております。  
**資料D**をご参照下さい。先日出された貿易収支の数字がリーマン前に及んだというニュースが出ておりましたので、米国内の景気は好調で、特に設備投資が顕著に行われていることから、PORJECT輸送で使用する特殊TRUCKの需要が高まっており、加えて、ELDやFUEL上昇、人手不足の問題が運送業者にとって4重苦となってこの状況が生み出しております。さらに表のグレーの部分(輸入指標)が1月時点で高水準をマークしており、

半期が終わりこのグラフがさらに上昇しております。単純なDrayageも中西部は、依然確保するまでに時間を要することもございます。費用提示やBOOKING依頼のタイミングについて、現在のアメリカの運送事情と経済のトレンドを説明頂きながら主導権を握られるよう客先へ説明を行って頂ければと思います。不明点などございましたら、担当営業にお問合せください。



【A: 24week flatbed ratio】



【B: 2015-18までのflatbed需要変遷】



【C: flatbedに対する問い合わせ件数】



【D: 貿易収支推移】

海運豆知識

『船舶国籍証書』は人間のパスポートに当たる船の身分証明書

船にも、人間と同様に国籍や戸籍があります。人間の戸籍に相当するのが船籍で、どの船も、世界のどこかの港に船籍をもち、その港を管轄する管海官庁(日本の場合は各地の運輸局)が管理する船舶原簿に登録されています。船籍登録された船に対しては、その港が属する国の法律が適用されるため、例えばリベリア船籍の船を日本の船会社が用船して運航している場合でも、その船にはリベリアの法律が適用され、船尾にはリベリアの国旗が掲げられることとなります。船籍の表示は、通常、船尾に船名とともに記されていますが、ここに表示されるのは国名ではなく船籍が置かれている港(船籍港)の名称です。例えばリベリア船籍の船の多くは代表的港湾で首都でもあるモンロビアであり、日本籍の船なら、東京、神戸などで、これがいわゆる母港です。また船舶原簿に登録された船には「船舶国籍証書」と呼ばれる証書が交付されます。ここには船名とともに船の種類や進水年月日、総トン数、大きさ、主機関の種類や数などの要目が詳細に記載され、さらに「上記の事項はいずれも正確であり、本船は日本国の国籍を有することを証明する」(日本の場合)との文言が附されます。外航船が入港する場合、税関に必ずこの書類を提示することが義務づけられており、人間でいえばパスポートに当たる重要書類なのです。



ジャパトラダービー in太平洋(北中南米航路)

弊社8月度の北中南米航路 コンテナ本数取り扱い  
 第1位のジャパントラスト社員営業マンは  
**日比野 弘嗣**

ご担当させていただいておりますお客様、  
 ブッキングありがとうございました。  
 今後ともご支援よろしくお願ひ申し上げます。

